

社会福祉法人富谷市社会福祉協議会社協福祉出前座談会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員を講師として派遣し、当該職員が担当する分野についての講座を実施することにより、市民の福祉への理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、福祉のまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この名称を「社協福祉出前座談会」という。

(対象)

第3条 座談会は、富谷市内の団体（町内会・地域活動団体等）、地域・市民・団体概ね5人以上を対象とする。

(内容)

第4条 座談会の内容開催テーマは別に定める。

(実施時間及び場所)

第5条 座談会は、60～90分以内とし、原則平日を基本とし、土日・夜間の場合は相談を要する。

(申し込み等)

第6条 座談会を申し込みしようとする場合は、代表者（以下「申込者」という。）は、開催しようとする日の概ね1ヶ月前までに、出前座談会申込書を本会会長に提出しなければならない。

2 座談会を開催するために必要な場所等は、申込者の責任において用意するものとする。

3 申込書を事務局で受理し、詳細の内容については、担当係より連絡等にて行うものとする。

(費用)

第7条 座談会の開催に係る費用は、無料とする。ただし、材料費その他の実費は、申込者の負担とする。

(事務局)

第8条 座談会の事務局は、総務係とする。

2 講師派遣等に係る事務は、講師の所属する係等において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。